

# 第5回

## 都政改革本部会議

情報公開の取組状況について

[参考資料]



## 参考資料 目次

ページ

### 1 ホームページの在り方

- ・情報公開ポータルサイト等の整備について（10月12日付通知）・・・ 1
- ・情報公開ポータルサイトの整備状況調査について（11月11日付調査）・・・ 3
- ・情報公開ポータルサイトの公開状況（12月19日現在）・・・ 6
- ・附属機関等の情報の掲載件数・・・ 7
- ・ホームページに掲載（予定）の情報に関する調査について（12月2日付調査）・・・ 20

### 2 広聴

- ・「都民の声」に係る一層の情報公開等の推進について（10月12日付通知）・・・ 23
- ・「都民の声」公表事例件数拡充の取組状況・・・ 28
- ・各局等「都民の声」公表の状況（10月分）・・・ 29

### 3 公文書開示制度

- ・東京都における情報公開の一層の推進について（10月12日付通知）・・・ 30
- ・情報公開の一層の推進 取組状況調査結果・・・ 39
- ・開示請求によらない情報公表検討例 食品営業許可台帳・・・ 41
- ・各局等公文書開示決定等の公表状況（10月分）・・・ 42
- ・非開示判断の厳格化による黒塗り減少例（豊洲市場用地取得に係る協議記録）・・・ 43
- ・手数料一覧（情報公開制度）・・・ 44



28総行革行第332号  
28総情企第1136号  
28生広広第675号  
平成28年10月12日

各局等広報担当課長 殿  
各局等ホームページ主管管理者 殿

総務局行政改革推進部都政改革担当課長  
総務局情報通信企画部企画課長  
生活文化局広報広聴部広報課長  
(公印省略)

### 情報公開ポータルサイト等の整備について

平成28年9月29日に、都政改革本部において「都民が求める都政情報の内容と量の拡大」、「都民目線での使いやすさ・使い勝手の良さを徹底」が掲げられました。これらを踏まえ、各局等におかれましては、下記のとおり「情報公開ポータルサイト」の開設やホームページの改善にご協力下さいますよう、お願いいたします。

なお、進捗状況等については、都政改革本部への提出及び公表を予定しております。

#### 記

#### 1 情報公開ポータルサイトの開設について

今後、各局等が公開する都政情報に都民が迅速にアクセスできるよう、都庁総合ホームページ内に「情報公開ポータルサイト」(リンク集)を開設いたします。そこで、各局等のホームページ内にも「情報公開ポータルサイト」を開設し、以下の情報をはじめ多くの情報を掲載するなど、積極的な情報公開に努めてください。

- ①審議会等の情報
- ②所管している長期計画
- ③局へ寄せられた都民の声及び対応状況
- ④公文書の開示情報
- ⑤局等の事業概要

※各局等のトップページにも各局等「情報公開ポータルサイト」への入口を設けてください。

#### 2 ホームページの改善について

##### (1)統一基準の準拠

「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」(平成26年3月31日付25総行革行第499号。以下「統一基準」という。)の確実な準拠をお願いいたします。対象となるホームページは、各局等のポータルとなっているページだけではなく、

原則として、特設サイトも含みます。

(2) リニューアルにあたって

統一基準は専門用語を使用している部分もあります。各局等でホームページのリニューアルをする際、又は新たに開設する際は、是非、事前に相談してくださいませようお願いします。

3 その他

(1) 各局等の取り組み状況について

各局等の取り組み状況については、11月頃に調査し、都政改革本部への提出及び公表を予定しております。

(2) 都民の意見の調査について

11月頃に東京都のホームページ（各局等の分も含む）について、都政モニターによるアンケート調査を予定しています。

【問合せ先】

生活文化局広報広聴部広報課 高橋

電話 03(5388)3078 内線 29-210

総務局情報通信企画部企画課 新井

電話 03(5388)2338 内線 24-310

28総行革行第416号  
28総情企第1281号  
28生広広第791号  
平成28年11月11日

各局等広報担当課長 殿  
各局等ホームページ主管管理者 殿

総務局行政改革推進部都政改革担当課長  
総務局情報通信企画部企画課長  
生活文化局広報広聴部広報課長  
(公印省略)

### 情報公開ポータルサイトの整備状況調査について（依頼）

情報公開ポータルサイトの開設については、「情報公開ポータルサイト等の整備について（平成28年10月12日付28総行革行第332号、28総情企第1136号、28生広広第675号）」にて依頼させていただいているところですが、その整備状況等について把握する必要があるため、下記のとおり調査を依頼します。

#### 記

#### 1 調査内容

##### (1) 調査対象

各局等のホームページ内に開設（予定）の「情報公開ポータルサイト」

##### (2) 調査内容

「情報公開ポータルサイト」の開設時期等

※ 別紙エクセル様式「情報公開ポータルサイトの整備状況調査票」に入力し提出してください。

#### 2 提出期限

平成28年11月16日（水曜日）

#### 3 提出先

TAIMS メールで、データにより回答ください。

生活文化局広報広聴部広報課宛 S0000004@section.metro.tokyo.jp

#### 4 その他

提出していただいた調査結果等は、都政改革本部への提出及びホームページ上での公表を予定しております。

#### 【問合せ先】

生活文化局広報広聴部広報課 高橋  
電話 03(5388)3078 内線 29-210

## 情報公開ポータルサイトの整備状況調査票

局 名	
所 属	
担 当 者 名	
連 絡 先	

Q1. 「情報公開ポータルサイト」は開設しましたか？

- はい ⇒ Q3へお進みください。
- いいえ

Q2. (Q1で「いいえ」の場合にお答えください)

「情報公開ポータルサイト」の開設は、いつ頃を予定していますか？

平成28年( )月 ( )日頃

Q3. 「情報公開ポータルサイト」では、下の項目以外の情報の掲載しますか？(予定も含む)

- はい
- いいえ ⇒ 設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

長期計画(その他の主な計画)  
 各種審議会の議事録等  
 各局へ寄せられた声  
 各局における開示状況  
 各局の事業概要  
 特別職及び局長の海外出張交際費執行状況  
 各局等の自律改革

Q4. (Q3で「はい」の場合にお答えください)

どのような情報を掲載する予定ですか？

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

調査結果集計表

平成28年11月17日現在

No	局	Q1 はいいいえ	Q2 日	Q3 はいいいえ	Q4 掲載予定内容
1	政策企画局	○		○	東京都副知事について ・東京都顧問 ・東京都参与 ・東京都の県庁(都庁)所在地について ・地方自治法施行60周年記念貨幣(東京都)について
2	青少年・治安対策本部	○		○	
3	総務局	○	11 18	○	
4	財務局	○		○	
5	主税局	○		○	
6	生活文化局	○		○	生活文化局における「主要事業の進行状況」を掲載している。また「補助金等の支出状況」を掲載する予定である。
7	オリンピック・パラリンピック準備	○		○	
8	都市整備局	○	11 18	○	
9	環境局	○	11 21	○	
10	福祉保健局	○		○	
11	病院経営本部	○		○	①マニユアル・ガイドライン等②病院機能評価結果③広報誌、等
12	産業労働局	○	11 25	○	
13	中央卸売市場	○		○	
14	建設局	○		○	
15	港湾局	○		○	東京港・臨海副都心等の「見える化」プロジェクトチーム(PT)の活動状況を掲載している。
16	会計管理局	○		○	
17	東京消防庁	○	11 28	○	
18	交通局	○		○	要綱・要領等、予算・決算
19	水道局	○		○	予算・決算情報
20	下水道局	○		○	(掲載済)
21	教育委員会[教育庁]	○		○	・教育委員会について(定例会日程・議事録・委員名簿等) ・東京都教育例規集
22	選挙管理委員会	○		○	
23	人事委員会	○	11 28	○	
24	監査委員[監査事務局]	○		○	上記「長期計画(その他の主な計画)」の箇所を「政策情報」とし、監査計画と合わせて局作成の各種監査報告書へのリンクを掲載している(掲載済)。
25	労働委員会	○	11 18	○	
26	収用委員会	○		○	
集計					8

## 【情報公開ポータル各局公開状況】

平成28年12月19日現在

No	局	ポータル開設	主な計画	審議会議事録	寄せられた声	開示状況	事業概要	交際費	自衛改革
1	政策企画局	○	○	○	○	○	○	○	○
2	青少年・治安対策本部	○	○	○	○	○	○	○	○
3	総務局	○	○	○	○	○	○	○	○
4	財務局	○	○	○	○	○	○	○	○
5	主税局	○	○	○	○	○	○	○	○
6	生活文化局	○	○	○	○	○	○	○	○
7	オリンピック・パラリンピック準備局	○	○	○	○	○	○	○	○
8	都市整備局	○	○	○	○	○	○	○	○
9	環境局	○	○	○	○	○	○	○	○
10	福祉保健局	○	○	○	○	○	○	○	○
11	病院経営本部	○	○	○	○	○	○	○	○
12	産業労働局	○	○	○	○	○	○	○	○
13	中央卸売市場	○	○	○	○	○	○	○	○
14	建設局	○	○	○	○	○	○	○	○
15	港湾局	○	○	○	○	○	○	○	○
16	会計管理局	○	—	○	○	○	○	○	○
17	東京消防庁	○	○	○	○	○	○	○	○
18	交通局	○	○	—	○	○	○	○	○
19	水道局	○	○	○	○	○	○	○	○
20	下水道局	○	○	○	○	○	○	○	○
21	教育委員会[教育庁]	○	○	○	○	○	○	○	○
22	選挙管理委員会	○	—	—	○	○	○	○	○
23	人事委員会	○	—	—	○	○	○	○	○
24	監査委員[監査事務局]	○	○	○	○	○	○	○	○
25	労働委員会	○	—	—	○	○	○	○	○
26	収用委員会	○	—	—	○	○	○	○	○
	集計	26	21	21	26	26	26	26	24

※凡例 「○」:公開済 「—」:対象事項無し

# 附属機関等の情報の掲載件数

	附属機関	懇談会	専門家会議	連絡調整会議	計
政策企画局		1	1		2
総務局	12		3	2	17
財務局	2		8		10
主税局		1	1		2
生活文化局	10		10	3	23
オリンピック・パラリンピック準備局	1		2		3
都市整備局	29		6	4	39
環境局	7	1	13	5	26
福祉保健局	37		51	21	109
産業労働局	9	3		2	14
建設局	3			1	4
港湾局	1				1
会計管理局					
青少年・治安対策本部	4		4		4
病院経営本部			2	9	15
中央卸売市場			4		4
教育庁	2		2	2	6
水道局	7		1	1	9
下水道局			5		5
東京消防庁	24		1		1
計	148	6	116	50	320

※ 東京都ホームページの附属機関等一覧より作成（平成28年12月21日現在）

## 【地方自治法第138条の4第3項】

附属機関 … 法律又は条例に基づき設置される自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関。

## 【附属機関等設置運営要綱の取扱いについて（通知）】

懇談会 … 都政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う場として、知事が臨時に設置するもの。

専門家会議 … 事務事業の執行上、主として外部の専門的知識を導入するため、局長が設置するもの。

連絡調整会議 … 事務事業の執行上、主として関係団体又は関係行政機関等との連絡調整を図るため、局長が設置するもの。

# 東京都総務局人事部

日本語  
 サイトマップ 都庁総合トップページ  
 文字サイズ    
 背景色を変更

サイト内検索

<a href="#">トップページ</a>	<a href="#">各課紹介</a>	<a href="#">白書・答申等</a>	<a href="#">幹部人事異動</a>	<a href="#">職員の服務</a>	<a href="#">職員定数の概要</a>	<a href="#">東京都組織図</a>	<a href="#">東京都の附属機関</a>	<a href="#">東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン</a>	<a href="#">東京都職員の退職管理</a>
------------------------	----------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	------------------------	--------------------------	--	----------------------------

東京都の附属機関
東京都の附属機関

## 東京都の附属機関

### 附属機関

#### 附属機関等一覧及び運営に関する基本事項

附属機関等一覧表中の機関名称をクリックしていただくと、各附属機関等の運営に関する基本事項をご覧いただけます。

基本事項には、機関の目的・所掌内容、会議公開に関すること、開催情報の事前周知に関すること、議事録公開に関すること、問い合わせ先等、個別の附属機関等ごとの運営に当たっての基本情報を記載しています。

※ 基本事項に会議公開や議事録公開と記載されていても、会議内容に個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による非開示情報が含まれる場合、当該部分は非公開となります。



関連リンク
<a href="#">東京都人事委員会ホームページ</a>
<a href="#">人事院ホームページ</a>
<a href="#">特別区人事委員会採用試験情報</a>

#### 附属機関等一覧

所管局	機関名称	種別	設置根拠	HP
政策企画局	東京都高度研究等外部評価委員会	専門家会議	要綱	—
政策企画局	国際金融都市・東京のあり方懇談会	懇談会	要綱	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都行政不服審査会	附属機関	法必置	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会	附属機関	法必置	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会	細附属機関	条例	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会	細附属機関	条例	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会高齢者医療・研究分科会	細附属機関	条例	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都版市場化テスト監理委員会	専門家会議	要綱	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都システム評価委員会	専門家会議	要綱	—
総務局	東京都特別職報酬等審議会	附属機関	条例	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都非常勤職員公務災害補償等審査会	附属機関	条例	—
総務局	東京都退職管理委員会	附属機関	条例	<a href="#">リンク</a>
総務局	都市町村協議会	連絡調整会議	要綱	—
総務局	東京都固定資産評価審議会	附属機関	法必置	—
総務局	東京都土地評価協議会	連絡調整会議	要綱	—
総務局	東京都防災会議	附属機関	法必置	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都国民保護協議会			

		附属機関	法必置	リンク
総務局	東京都メディカルコントロール協議会	附属機関	法必置	リンク
総務局	東京都人権施策に関する専門家会議(平成28年5月10日設置)	専門家会議	要綱	リンク
財務局	東京都入札監視委員会	専門家会議	要綱	-
財務局	入札契約制度改革研究会	専門家会議	要綱	-
財務局	最近の都財政に関する研究会	専門家会議	要綱	-
財務局	東京都における財務諸表の活用に関する研究会	専門家会議	要綱	-
財務局	工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会	専門家会議	要綱	-
財務局	東京都土地収用事業認定審議会	附属機関	法必置	-
財務局	東京都財産価格審議会	附属機関	条例	-
財務局	東京都地価動向調査委員会	専門家会議	要綱	-
財務局	東京都設計候補者選定委員会	専門家会議	要綱	-
財務局	東京都工事等成績評定苦情審査委員会	専門家会議	要綱	-
主税局	東京都税制調査会	懇談会	要綱	リンク
主税局	固定資産評価に関する検討会(平成28年4月11日設置)	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都情報公開・個人情報保護審議会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都情報公開審査会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都個人情報保護審査会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都公益認定等審議会	附属機関	法必置	リンク
生活文化局	多文化共生推進委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	共助社会づくりを進めるための検討会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都男女平等参画審議会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都男女平等参画を進める会	連絡調整会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議	連絡調整会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都女性活躍推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都女性活躍推進会議専門委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都消費生活対策審議会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都多重債務問題対策協議会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都公衆浴場対策協議会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都私立学校審議会	附属機関	法必置	リンク

生活文化局	東京都私立学校助成審議会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京芸術文化評議会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都江戸東京博物館資料収蔵委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都写真美術館作品資料収蔵委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都現代美術館美術資料収蔵委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都平和の日記念行事企画検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都名誉都民選考委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都消費者被害救済委員会	附属機関	条例	リンク
オリンピック・パラリンピック準備局	都立競技施設整備に関する諮問会議	専門家会議	要綱	リンク
オリンピック・パラリンピック準備局	新規恒久施設等の後利用に関するアドバイザー会議	専門家会議	要綱	リンク
オリンピック・パラリンピック準備局	東京都スポーツ振興審議会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都国土利用審議会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都都市計画審議会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都土地利用審査会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都景観審議会	附属機関	条例	リンク
都市整備局	東京都広告物審議会	附属機関	条例	リンク
都市整備局	東京都住宅政策審議会	附属機関	条例	リンク
都市整備局	東京都常磐新線及び宅地開発の一体的推進協議会	連絡調整会議	法必置	リンク
都市整備局	東京都総合治水対策協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
都市整備局	東京都豪雨対策検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
都市整備局	利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
都市整備局	臨海副都心周辺地域における公共交通協議会	専門家会議	法任意	リンク
都市整備局	新宿ターミナル協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
都市整備局	東京都開発審査会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都都市復興基本計画検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
都市整備局	東京都地域危険度測定調査委員会	専門家会議	要綱	リンク
都市整備局	市街地再開発審査会(全10機関)	附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第一工区市街地再開発審査会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第三工区市街地再開発審査会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第五工区市街地再開発審査会	細附属機関	法必置	-

都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第六工区市街地再開発審査会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第八工区市街地再開発審査会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第九工区市街地再開発審査会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第十二工区市街地再開発審査会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第十三工区市街地再開発審査会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第十四工区市街地再開発審査会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発審査会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	土地区画整理審議会(全7機関)	附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業花畑北部土地区画整理審議会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理審議会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業徳崎駅東部土地区画整理審議会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業豊洲土地区画整理審議会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業有明北土地区画整理審議会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理審議会	細附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都建築審査会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都建設工事紛争審査会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都建築紛争調停委員会	附属機関	条例	-
都市整備局	東京都建築士審査会	附属機関	法必置	-
都市整備局	東京都都営住宅高額所得者審査会	附属機関	条例	-
都市整備局	選手村地区エネルギー検討会議(平成28年7月1日設置)	専門家会議	要綱	リンク
都市整備局	多摩ニュータウン地域再生検討委員会(平成28年7月11日設置)	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都公害審査会	附属機関	法任意	リンク
環境局	東京都環境保全推進委員会	附属機関	条例	リンク
環境局	東京都環境審議会	附属機関	法必置	リンク
環境局	東京都環境影響評価審議会	附属機関	条例	リンク
環境局	東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	排出量取引の運用に関する専門家委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都地域冷暖房区域指定委員会	専門家会議	要綱	リンク

環境局	水素社会の実現に向けた東京推進会議	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都フロン等回収・処理推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	高圧ガス及び火薬類保安行政推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	大気中微小粒子状物質検討会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	低NOx・低CO <sub>2</sub> 小規模燃焼機器認定委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都粒子状物質減少装置指定委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会	附属機関	法必置	リンク
環境局	土壌汚染対策検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都自然環境保全審議会	附属機関	法必置	リンク
環境局	地下水対策検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	屋形船水環境保全対策推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	東京都廃棄物審議会	附属機関	条例	リンク
環境局	東京都産業廃棄物対策推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の審査に係る専門的検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	羽田空港での水素利活用に向けた検討会(平成28年6月8日設置)	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	東京の自然公園あり方懇談会(平成28年5月12日設置)	懇談会	要綱	リンク
福祉保健局	東京都社会福祉審議会	附属機関	法必置	リンク
福祉保健局	社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	社会福祉法人専門家会議	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	法人・施設等指導委員会	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	東京都保健医療計画推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都医療審議会	附属機関	法必置	リンク
福祉保健局	東京都特定機能病院連絡協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都リハビリテーション協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都糖尿病医療連携推進協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都脳卒中医療連携協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都在宅療養推進会議	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	転院支援情報システム検討会議	専門家会議	要綱	-

福祉保健局	東京都地域リハビリテーション支援センター選定委員会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都歯科保健対策推進協議会	連絡調 整会議	要綱	-
福祉保健局	東京都がん対策推進協議会	連絡調 整会議	要綱	リン ク
福祉保健局	救急医療対策協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	救急医療機関認定審査会	連絡調 整会議	要領	-
福祉保健局	東京都周産期医療協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都小児医療協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都災害医療協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都へき地医療対策協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都衛生検査所精度管理検討委員会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都医療安全推進協議会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都死因究明推進協議会	連絡調 整会議	要綱	-
福祉保健局	東京都准看護師試験委員会	附属機 関	法必 置	-
福祉保健局	東京都看護師等修学資金選考委員会	附属機 関	条例	-
福祉保健局	東京都ナースプラザ運営協議会	連絡調 整会議	要綱	-
福祉保健局	東京都地域医療対策協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都地域医療支援センター運営委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都看護職員需給見通し策定検討会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	地域保健医療協議会(全6機関)	連絡調 整会議	要綱	-
福祉保健局	西多摩地域保健医療協議会	細連絡 調整会 議	要綱	リン ク
福祉保健局	南多摩地域保健医療協議会	細連絡 調整会 議	要綱	リン ク
福祉保健局	北多摩西部地域保健医療協議会	細連絡 調整会 議	要綱	リン ク
福祉保健局	北多摩南部地域保健医療協議会	細連絡 調整会 議	要綱	リン ク
福祉保健局	北多摩北部地域保健医療協議会	細連絡 調整会 議	要綱	リン ク
福祉保健局	島しょ地域保健医療協議会	細連絡 調整会 議	要綱	リン ク
福祉保健局	自殺総合対策東京会議	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議		要綱	

		専門家 会議		リン ク
福祉保健局	ウェルネス・チャレンジ事業推進検討会	連絡調 整会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都生活習慣病検診管理指導協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都地域がん登録事業運営委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都特殊疾病対策協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都難病患者認定審査会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都原子爆弾被爆者健康管理手当等認定委員会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都献血推進協議会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都ウイルス肝炎対策協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都指定難病審査会	附属機 関	法必 置	-
福祉保健局	東京都国民健康保険委員会	附属機 関	条例	リン ク
福祉保健局	東京都国民健康保険審査会	附属機 関	法必 置	-
福祉保健局	東京都後期高齢者医療審査会	附属機 関	法必 置	-
福祉保健局	東京都福祉のまちづくり推進協議会	附属機 関	条例	リン ク
福祉保健局	東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会	連絡調 整会議	要綱	-
福祉保健局	東京都高齢者保健福祉施策推進委員会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都介護保険審査会	附属機 関	法必 置	-
福祉保健局	東京都認知症対策推進会議	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都児童福祉審議会	附属機 関	法必 置	リン ク
福祉保健局	東京都子供・子育て会議	附属機 関	法任 意	リン ク
福祉保健局	東京都小児慢性特定疾病審査会	附属機 関	法必 置	-
福祉保健局	東京都母子関係医療費公費負担制度認定審査会	専門家 会議	要領	-
福祉保健局	東京都母子保健運営協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都障害者施策推進協議会	附属機 関	法必 置	リン ク
福祉保健局	東京都障害者団体連絡協議会	連絡調 整会議	要綱	-
福祉保健局	東京都障害者介護給付費等不服審査会	附属機 関	法任 意	-
福祉保健局	東京都障害児通所給付費等不服審査会	附属機 関	法任 意	-
福祉保健局	東京都障害者就労支援協議会	連絡調 整会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都精神障害者社会適応訓練事業運営協議会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都地方精神保健福祉審議会	附属機 関	法任 意	リン ク



福祉保健局	東京都多摩小平保健所感染症の診査に関する協議会	細附属機関	法必置	-
福祉保健局	東京都南多摩保健所感染症の診査に関する協議会	細附属機関	法必置	-
福祉保健局	東京都感染症予防医療対策審議会	附属機関	条例	-
福祉保健局	東京都新たな感染症対策委員会	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	東京都エイズ専門家会議	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都新型インフルエンザ専門家会議	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	感染症救急搬送サーベイランス運用委員会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	感染症医療体制協議会	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	一類感染症対応連絡協議会	連絡調整会議	要綱	-
福祉保健局	東京都蚊媒介感染症対策会議	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	東京都食品安全情報評価委員会	附属機関	条例	リンク
福祉保健局	東京都花粉症対策検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都障害者差別解消支援地域協議会(平成28年6月15日設置)	連絡調整会議	要綱	リンク
産業労働局	東京都中小企業振興対策審議会	附属機関	条例	リンク
産業労働局	東京都中小企業調停審議会	附属機関	法任意	-
産業労働局	東京都大規模小売店舗立地審議会	附属機関	条例	リンク
産業労働局	東京都伝統工芸品産業振興協議会	懇談会	要綱	-
産業労働局	東京都観光事業審議会	附属機関	条例	リンク
産業労働局	東京の観光振興を考える有識者会議	懇談会	要綱	リンク
産業労働局	東京都信用保証補助審査会	附属機関	条例	-
産業労働局	東京都雇用・就業対策審議会	附属機関	法任意	リンク
産業労働局	東京都農林・漁業振興対策審議会	附属機関	条例	リンク
産業労働局	東京都農業共済保険審査会	附属機関	法必置	-
産業労働局	東京都森林審議会	附属機関	法必置	リンク
産業労働局	東京都海面利用協議会(平成28年4月28日廃止)	懇談会	規約	-
産業労働局	東京都総合資金制度融資協議会	連絡調整会議	要領	-
産業労働局	東京都農業振興地域整備促進協議会	連絡調整会議	要綱	-
建設局	東京都公園審議会	附属機関	条例	リンク
建設局	東京都水防協議会	附属機関	法任意	リンク
建設局	東京都保管船舶処理委員会	附属機関	条例	リンク
建設局	隅田川ルネサンス推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク

港湾局	東京都港湾審議会	附属機関	法必置	リンク
会計管理局	東京都資金管理・活用アドバイザーボード(平成28年11月14日廃止)	専門家会議	要綱	-
会計管理局	東京都会計基準委員会	専門家会議	要綱	-
会計管理局	民間におけるファンドを活用した福祉貢献型建物の自律的な整備促進等に関する検討会(平成28年10月25日設置)	専門家会議	要綱	-
会計管理局	東京都公金管理アドバイザー会議(平成28年11月14日設置)	専門家会議	要綱	-
青少年・治安対策本部	東京都青少年問題協議会	附属機関	法任意	リンク
青少年・治安対策本部	東京都青少年健全育成審議会	附属機関	条例	リンク
青少年・治安対策本部	若者の自立等支援連絡会議	連絡調整会議	要領	リンク
青少年・治安対策本部	こころの東京革命推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	「中学生の職場体験」推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	東京子ども応援協議会	連絡調整会議	規約	リンク
青少年・治安対策本部	子供に万引きをさせない連絡協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	東京都推奨携帯電話端末等検討委員会	専門家会議	規則	リンク
青少年・治安対策本部	東京都子供・若者支援協議会	附属機関	法任意	リンク
青少年・治安対策本部	東京都安全・安心まちづくり協議会	連絡調整会議	規約	リンク
青少年・治安対策本部	東京都交通安全対策会議	附属機関	法必置	リンク
青少年・治安対策本部	首都交通対策協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	万引きに関する有識者研究会(平成28年6月14日設置)	専門家会議	要綱	リンク
病院経営本部	都立病院経営委員会	専門家会議	要綱	リンク
病院経営本部	東京都立病院倫理委員会	専門家会議	要綱	リンク
病院経営本部	都立・公社病院診療データバンク構想検討委員会	専門家会議	要綱	-
病院経営本部	首都災害医療センター(仮称)基本構想検討委員会(平成28年6月1日設置)	専門家会議	要綱	リンク
中央卸売市場	東京都卸売市場審議会	附属機関	法任意	リンク
中央卸売市場	東京都中央卸売市場取引業務運営協議会	附属機関	法任意	リンク
中央卸売市場	新市場建設協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
中央卸売市場	委託手数料届出事項調査委員会	専門家会議	要綱	リンク
中央卸売市場	土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
中央卸売市場			要綱	

	豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議 (平成28年9月16日設置)	専門家 会議		リン ク
教育庁	東京都産業教育審議会	附属機 関	法任 意	リン ク
教育庁	東京都特別支援教育就学支援委員会	専門家 会議	要綱	—
教育庁	東京都教科用図書選定審議会	附属機 関	法必 置	リン ク
教育庁	東京都学校保健審議会	附属機 関	条例	—
教育庁	東京都生涯学習審議会	附属機 関	法任 意	—
教育庁	東京都文化財保護審議会	附属機 関	法任 意	リン ク
教育庁	東京都立図書館協議会	附属機 関	法任 意	リン ク
教育庁	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会	附属機 関	条例	—
教育庁	東京都いじめ問題対策連絡協議会	連絡調 整会議	条例	—
水道局	東京都水道事業経営問題研究会	専門家 会議	要綱	リン ク
水道局	東京都水道局事業評価委員会	専門家 会議	要綱	—
水道局	東京都水道局運営体制専門家会議	専門家 会議	要綱	リン ク
水道局	東京都水道局資金運用管理委員会	専門家 会議	要綱	—
水道局	東京都水道局民有林購入検討委員会	専門家 会議	要綱	—
下水道局	東京都下水道局アドバイザーボード	専門家 会議	要綱	リン ク
東京消防庁	火災予防審議会	附属機 関	条例	リン ク
東京消防庁	特別区消防団運営委員会(全23機関)	附属機 関	条例	—
東京消防庁	千代田区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	—
東京消防庁	中央区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	リン ク
東京消防庁	港区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	リン ク
東京消防庁	品川区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	リン ク
東京消防庁	大田区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	リン ク
東京消防庁	目黒区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	リン ク
東京消防庁	世田谷区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	リン ク
東京消防庁	渋谷区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	リン ク
東京消防庁	新宿区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	リン ク
東京消防庁	中野区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	リン ク
東京消防庁	杉並区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	リン ク
東京消防庁	文京区消防団運営委員会	細附属 機関	条例	リン ク

東京消防庁	豊島区消防団運営委員会	細附属機関	条例	リンク
東京消防庁	北区消防団運営委員会	細附属機関	条例	リンク
東京消防庁	板橋区消防団運営委員会	細附属機関	条例	リンク
東京消防庁	練馬区消防団運営委員会	細附属機関	条例	リンク
東京消防庁	台東区消防団運営委員会	細附属機関	条例	リンク
東京消防庁	荒川区消防団運営委員会	細附属機関	条例	リンク
東京消防庁	足立区消防団運営委員会	細附属機関	条例	リンク
東京消防庁	墨田区消防団運営委員会	細附属機関	条例	リンク
東京消防庁	江東区消防団運営委員会	細附属機関	条例	リンク
東京消防庁	葛飾区消防団運営委員会	細附属機関	条例	リンク
東京消防庁	江戸川区消防団運営委員会	細附属機関	条例	-
東京消防庁	東京消防庁救急業務懇話会	専門家会議	規約	リンク
東京消防庁	東京都住宅防火対策推進協議会	専門家会議	規程	リンク

[サイトポリシー](#) | [アクセシビリティ方針](#) | [個人情報保護方針](#) | [使い方ヘルプ](#) | [問い合わせ先](#)

<問い合わせ先> 総務局人事部人事課  
 TEL:03(5388)2372 FAX:03(5388)1255  
 MAIL:S0000016(at)section.metro.tokyo.jp  
 ※(at)を@に変えて送信してください  
 所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号  
 Copyright© 2014 総務局人事部 All rights reserved.

28総行革行第442号  
28生広広第844号  
平成28年12月 2日

各局等広報担当課長 殿  
各局等ホームページ主管管理者 殿  
各局等情報公開担当課長 殿

総務局行政改革推進部都政改革担当課長  
生活文化局広報広聴部広報課長  
生活文化局広報広聴部情報公開課長  
(公印省略)

### ホームページに掲載（予定）の情報に関する調査について（依頼）

情報公開ポータルサイトの整備状況等については、「情報公開ポータルサイトの整備状況調査について（依頼）（平成28年11月11日付28総行革行第416号、28総情企第1281号、28生広広第791号）」にて調査させていただいているところですが、その後の状況等についても、検討中のものも含め把握する必要があるため、下記のとおり調査を依頼します。

#### 記

#### 1 調査内容

##### (1) 調査対象

各局等のホームページに掲載（予定）の情報

##### (2) 調査内容

別紙エクセル様式「ホームページに掲載（予定）の情報調査票」のとおり

※ 別紙エクセル様式に入力し提出してください。

#### 2 提出期限

平成28年12月7日（水曜日）

#### 3 提出先

TAIMS メールで、データにより回答ください。

生活文化局広報広聴部広報課宛 S0000004@section.metro.tokyo.jp

#### 4 その他

提出していただいた調査結果等は、都政改革本部への提出及びホームページ上での公表を予定しております。

#### 【問合せ先】

生活文化局広報広聴部広報課 高橋  
電話 03(5388)3078 内線 29-210

## ホームページに掲載(予定)の情報調査票

局名	
所属	
担当者名	
連絡先	

Q1. 「情報公開ポータルサイト」では、下の項目以外の情報の掲載しますか？(予定も含む)

- はい  
 いいえ

長期計画(その他の主な計画)  
 各種審議会の議事録等  
 各局へ寄せられた声  
 各局における開示状況  
 各局の事業概要  
 特別職及び局長の海外出張交際費執行状況  
 各局等の自律改革

Q2. (Q1で「はい」の場合にお答えください)

どのような情報ですか？(掲載予定のものは、概ねの時期についてもお答えください。)

Q3. 上記「情報公開ポータルサイト」以外で、平成28年9月1日以降、新たに掲載した情報はありますか？(予定も含む)

- はい  
 いいえ

Q4. (Q3で「はい」の場合にお答えください)

どのような情報ですか？(今後、掲載予定のものは、概ねの時期についてもお答えください。)

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

調査結果集計表

平成28年12月8日現在

No.	局	Q1		Q2		Q3		Q4	
		はい	いいえ	掲載情報		はい	いいえ	掲載予定内容	
1	政策企画局	○			東京都副知事について 東京都顧問 東京都参与 東京都の県庁(都庁)所在地について 地方自治法施行60周年記念貨幣(東京都)について	○			・プラン策定会議資料 ・都政マネジメント本部会議資料及び議事概要 ・国際金融都市・東京の実現について ・平成29年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求 (最重要事項)
2	青少年・治安対策本部		○			○			自律改革の一環として、当本部の都民参加型イベント予定を取りまとめた「イベントカレンダー」を掲載 【URL】 <a href="http://www.seisyonen-chian.metro.tokyo.jp/pdf/12.event.pdf">http://www.seisyonen-chian.metro.tokyo.jp/pdf/12.event.pdf</a>
3	総務局		○			○			都政改革本部(市場問題PTを含む)のリンク先をバナーで掲載し、活動内容等を閲覧しやすくしている。
4	財務局		○				○		
5	主税局		○				○		
6	生活文化局	○			生活文化局における「主要事業の進行状況」を掲載している。また「補助金等の支出状況」を掲載する予定である。		○		
7	オリンピック・パラリンピック準備局	○			リオ2016大会での取組について <a href="http://www.2020games.metro.tokyo.jp/about/johokokai/index.html">http://www.2020games.metro.tokyo.jp/about/johokokai/index.html</a> 4者協議資料		○		
8	都市整備局		○				○		
9	環境局		○				○		
10	福祉保健局		○			○			①イベントカレンダー 平成28年12月設置予定。 福祉保健局ホームページのトップページに設置するイベントカレンダーから、局内の各種イベント、啓発行事、審議会等の予定をカレンダー形式及び一覧形式で確認することができる。 ②食品営業許可台帳 平成28年度中に掲載予定。
11	病院経営本部	○			①マニュアル・ガイドライン等②病院機能評価結果③広報誌、等 (既に掲載)		○		
12	産業労働局		○				○		
13	中央卸売市場		○			○			・築地市場及び豊洲市場における海水の水質試験結果 ・築地市場における施設内空気測定結果 ・過去に実施した豊洲市場に関する会議の資料及び議事録等 (土壌汚染対策工事に関する技術会議、設計等業務プロポーザル技術審査委員会等) ・豊洲市場用地における地下水位の測定結果
14	建設局		○				○		
15	港湾局	○			東京港・臨海副都心等の「見える化」プロジェクトチーム(PT)の活動状況を掲載している。	○			○臨海副都心の積極的PR 『東京都臨海副都心おもてなし促進事業』補助制度の概要について、視認性の高い記載方法に改善する。(年度内実施予定) ○東京港港勢のHP掲載 最新版(エクセルデータを含む)を公開する。(10月実施済) ○工事情報の公開 施行中の工事等について公開する。(時期未定)
16	会計管理局	○			会計管理局の交際費支出情報を掲載中		○		
17	東京消防庁		○				○		消防に関する情報、統計、イベント、講習等さまざまな情報
18	交通局	○			○要綱・要領等 ○次年度予算原案、路線別収支、決算速報		○		○地下鉄・新交通の月間EV点検予定
19	水道局	○			予算・決算情報(11月上旬に掲載済み)		○		予算・決算情報(11月上旬に掲載済み)
20	下水道局	○			財政(予算編成過程、予算・決算の推移、下水道財政のしくみ)		○		
21	教育委員会[教育庁]	○			(掲載済) ●長期計画等についての意見募集(報道発表へのリンク) ●東京都教育委員会について(定例会日程・議事録・委員名簿等) ●東京都教育例規集 ●公表・提供情報一覧表		○		
22	選挙管理委員会		○				○		
23	人事委員会		○			○			<既掲載> ①平成28年職員の給与に関する報告と勧告について ②平成28年度東京都任期付職員採用試験の実施について ③平成28年度東京都職員採用試験(選考)の実施結果について ④平成28年度東京都任期付職員採用試験の申込状況について <掲載予定> ①平成29年度東京都職員採用試験(選考)日程について(2月頃) ②東京都職員採用PRイベントの開催について(2月頃)
24	監査委員[監査事務局]	○			「長期計画(その他の主な計画)」の箇所を「政策情報」とし、監査計画と合わせて局作成の各種監査報告書へのリンクを掲載している(掲載済)。		○		
25	労働委員会		○				○		
26	収用委員会	○			収用委員会の活動状況について(委員会活動状況、指名委員等活動状況、事件の取扱状況及び処理状況) ※平成28年11月30日に掲載済み		○		
集計		12	14			10	16		

28 総行革行第 333 号  
28 生広声第 319 号  
平成 28 年 10 月 12 日

各局等広聴担当課長 殿

総務局行政改革推進部都政改革担当課長  
生活文化局広報広聴部都民の声課長  
(公印省略)

「都民の声」に係る一層の情報公開等の推進について

平成 28 年 9 月 29 日に、都政改革本部において「『都民の声』をより多く公表し、施策に活用」が掲げられました。

貴職におかれましては、これを踏まえ、各局等「都民の声」の公表及び「都民の声」に係る知事への報告について、下記により取り組まれるよう、お願いします。

なお、各局の取組状況（事例公表件数等）については、今後調査し、都政改革本部への提出及び公表を予定しております。

記

- 1 各局等「都民の声」の毎月公表について  
各局等に寄せられた「都民の声」について、別紙 1「各局ホームページによる『都民の声』公表例」を参考に、速やかに公表してください。
  - (1) 公表開始時期等  
平成 28 年 10 月受付分から、11 月中旬に公表開始  
(以降毎月受付分を、翌月中旬に公表)
  - (2) 公表事項  
ア 件数（区分別及び合計）  
イ 対応事例（順次公表件数を拡充）
  - (3) 公表開始時期等の連絡  
各局等「都民の声」公表の内容が確定した時点で、開始時期及び内容を電子メール等により都民の声課担当者まで御連絡ください。
- 2 「都民の声」に係る知事への報告の取扱いについて  
都政の重要案件に関する「都民の声」を知事に報告する場合には、別紙 2「『都民の声』に係る知事への報告の取扱いについて」により取り扱ってください。

【担当】生活文化局広報広聴部都民の声課  
都民の声担当 勝本、安川  
(内線) 29-399

## 各局ホームページによる「都民の声」公表例

## &lt;トップページ&gt;

## 〇〇局都民の声窓口

〇〇局都民の声窓口(〇〇局総務課)

電話:03-5388-XXXX Eメール:S0XXXXXX(at)section.metro.tokyo.jp  
(at)を@に変えて送信して下さい。

- ◇ 〇〇局が行っている事業について、電話やEメール、文書等で要望・意見等を受け付けています。
- ◇ お寄せいただいた要望・意見等については、「東京都個人情報保護条例」に基づき適正に管理を行っています。
- ◇ 個人が特定できないように配慮した上で、いただいた要望・意見と都の対応を事例として本ホームページに掲載させていただく場合があります。
- ◇ 特定の第三者に対する誹謗中傷、企業の案内や営業活動等は受け付け出来ません。

## ◆ 〇〇局都民の声窓口寄せられた都民の声

〔平成28年度〕

○ 平成28年12月分○ 平成28年11月分○ 平成28年10月分

各月分にリンク

## <各月分ページ>

〇〇局都民の声窓口寄せられた都民の声(平成28年10月分)

### ◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計

#### ※上記区分の定義

**提言** : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

**意見** : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

**苦情** : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

**要望** : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

**相談** : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

**問合せ** : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

**その他** : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

### ◆寄せられた都民の声と都の対応事例(平成28年10月分)

#### ▶ (都民の声)都庁内のWi-Fiが弱い

都庁第二庁舎1Fロビーの長椅子スペースで、都のフリーWi-Fiが非常に弱い。整備すべきだ。  
(対応)アクセスポイントを早速調査したところ、一部の機器の電波の強度に不具合があったため、保守作業を行い、接続環境を復旧いたしました。

#### ▶ (都民の声)熊対策のお願い

東京都の山に行きたいのですが、クマが怖いので対策をお願いします。高尾山も怖くて行けません。  
(説明)都では、クマによる人的被害を防止するため、市町村と連携し、出没・目撃情報を把握し、警戒・防除を図っています。出没・目撃情報があった場合には、関係機関と連携し、出没箇所や周辺に注意看板を設置しています。また、地元市町村が放送等による注意喚起や追払い等を行っています。

#### ▶ (都民の声)ヒートアイランド対策としての街路樹について

街路樹の枝切りについて、木陰は道路の温度上昇・蓄熱量の低減もしてくれますので、なるべく夏場は枝を茂らせたままにしてほしい。  
(説明)都では街路樹の剪定を定期的に行っていますが、夏期には枝葉の密度を調整するなど、倒木の防止といった安全面に配慮しつつ、夏場に木陰が十分形成されるよう剪定を行っています。

## 「都民の声」に係る知事への報告の取扱いについて

## 1. 対象

「都民の声総合窓口」又は「各局都民の声窓口」等に都民から寄せられた「提言」、「意見」、「苦情」及び「要望」（以下「都民の声」という。）のうち、以下のいずれかに該当し、知事への報告が必要であると認められるもの。

- (1) 都の重要な基本計画や主要事業に係わるもの
- (2) 都民の生命、財産に係わる重大なもの
- (3) 受付件数や報道等の状況により社会的影響が大きいと考えられるもの
- (4) その他

## 2. 知事への報告

- (1) 知事への報告は、当該「都民の声」に係わる事業の所管局が、所管事業に関する「都民の声」を十分精査し、必要を認めた場合には、速やかに行う。
- (2) 生活文化局及び政策企画局は、それぞれの判断において「都民の声」を知事に報告する必要を認めた場合には、その旨を速やかに所管局と情報共有するとともに、適宜、協力を行うものとする。

## 3. 報告事項

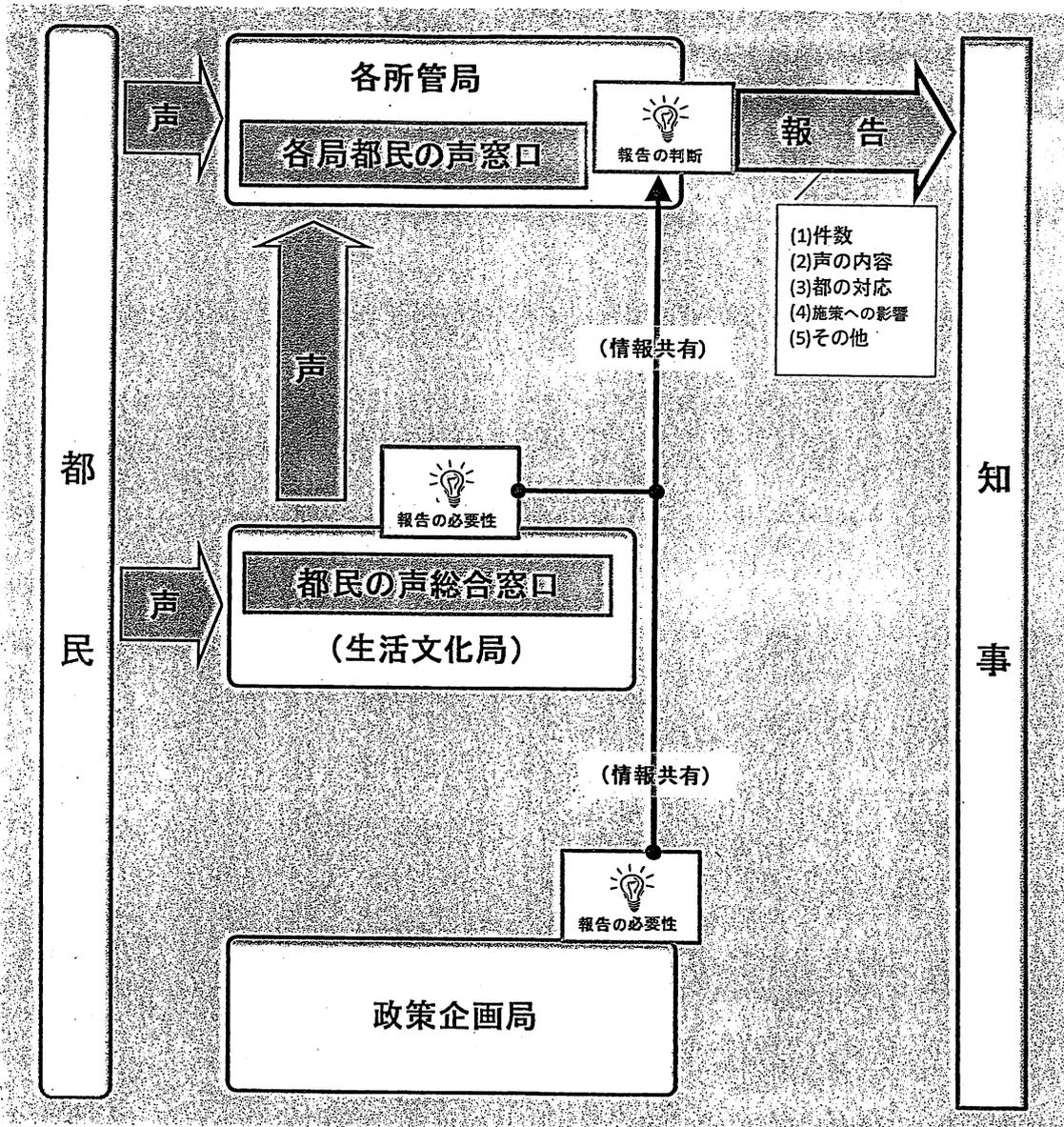
知事への報告事項は、原則として以下に掲げるものとする。

- (1) 受付件数
- (2) 「都民の声」の内容
- (3) 都の対応
- (4) 都の施策への影響
- (5) その他必要な事項

## 4. その他

その他「都民の声」を知事に報告するに当たり必要な事項は、所管局、生活文化局及び政策企画局が協議し、その都度定める。

(イメージ図)



※各局と生活文化局、政策企画局は、必要に応じて情報を共有する。  
生活文化局及び政策企画局は、実施に当たり、適宜、協力を行う。

## 「都民の声」公表事例件数拡充の取組状況

(平成27年度)

○事例公表件数は年間で75件

総合窓口受付分は月次報告・年次報告により65件公表

各局窓口受付分は年次報告により10件公表

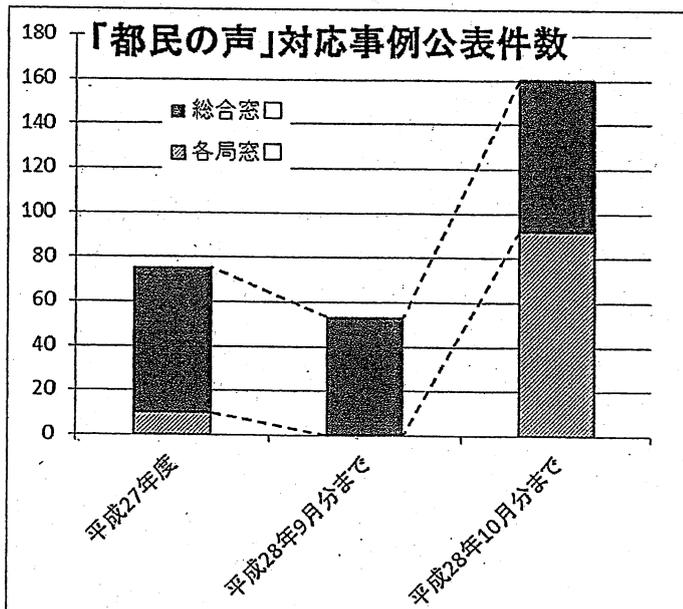
(平成28年度)

○事例公表件数は10月までの7か月分で160件

総合窓口受付分は月次報告により68件公表、すでに昨年度分を上回る

各局窓口受付分は10月分から各局HPで公表開始、10月分だけで92件公表

平成27年度	平成28年度 (10月受付分まで)		
		4月～9月受付分	10月受付分
75件	160件	53件	107件
総合窓口 65件	総合窓口 68件	総合窓口 53件	総合窓口 15件
各局窓口 10件	各局窓口 92件	各局窓口 —	各局窓口 92件



各局等「都民の声」公表の状況(10月分)

平成28年12月19日

No.	局名等	受付件数				内訳A				内訳B			統計件数(人)	公表事例数	公表事例等
		提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他							
1	政策企画局	776	3	732	8	8	6	1	18	751	1	「知事の発言に横文字が多い」			
2	青少年・治安対策本部	47	0	6	1	12	6	22	0	19	5	「ひきこもり相談」「女性被害防止策強化」「安全安心なまち」など			
3	総務局	438	0	38	45	6	347	1	1	89	0				
4	財務局	12	2	5	1	4				12	4	「局ツイッターのアイコン」「議会でのノーネクタイ」「展望室の入口案内」「展望室の記念スタンプ」			
5	主税局	2,132		48	18	2,063		3		66	5	「都庁で納税証明書発行できないか」「職員の対応」「世田谷郡税事務所の所在地(多数)」など			
6	生活文化局	77		12	14	10	1	23	17	36	9	「広報東京都の個別配送」「ペビー配布団の安全対策」「ヘブンアーティストTOKYO」など			
7	オリンピック・パラリンピック準備局	1,211	14	850	76	103	2	166	0	1,043	9	「メダリストパレード」「ピンバッジ」「有明アリーナの後利用」「3施設の建設費用」など			
8	都市整備局	245	3	57	13	17	41	112	2	90	4	「都営住宅の使用継承」「都営住宅の入居申込み」「空き家対策」「建設業許可要件」			
9	環境局	5,929	0	51	51	24	4,376	1,410	17	126	3	「越境木の対応」「工事現場の悪臭」「補助制度の申請時期」			
10	福祉保健局	286	1	76	143	50	4	9	3	270	1	「動物の殺処分について」			
11	病院経営本部	896	257	220	8	275		136		760	2	「主治医変更の要望」「ERの受診」患者の声など5窓口の案内を掲載			
12	産業労働局	21		9	1	1	5	4	1	11	2	「過去の商店街実態調査報告書の閲覧」「社員を不眠不休で働かせる会社に立ち入り調査を」			
13	中央卸売市場	774	0	526	132	45	0	65	6	703	3	「食の安全性は最重要」「豊洲はあきらめて築地再整備しては」「築地で地震が起きた場合の安全は」			
14	建設局	2,666	14	37	690	952	146	819	8	1,693	3	「上野こども遊園地閉鎖」「電柱地中化」「無電柱化」			
15	港湾局	14	1	2	3	1	0	5	2	7	10	「イベント騒音」「横浜賀沖の施設」「Request for Container Volume Data(コンテナ取扱量)」など			
16	会計管理局	2	1			1				2	0				
17	東京消防庁	627		26	65	96	62	112	266	187	2	「ビルの避難障害」「救急相談センター(#7119)の対応」			
18	交通局	17,381	51	902	25	412	37	15,878	76	1,390	12	「乗車位置案内に感謝」「歩行者への水はね」「車内空調が暑い」など			
19	水道局	110,977	5	19	124	56	0	110,773	0	204	9	「漏水」「断水」「東京水道あんしん診察」「工事」「接遇」など			
20	下水道局	107	74	3				30		77	3	「下水の臭い」2、「水再生センターの防災対策」			
21	教育委員会(敬育庁)	272	12	53	181	26				272	3	「高校生の通学マナー」「樹木剪定」「教員の喫煙」			
22	選挙管理委員会	2						2		0	0				
23	人事委員会	3								3	1	「人事委員会勧告に関する苦情」			
24	監査委員[監査事務局]	14	2	5	1	2	1	1	2	10	1	「豊洲の件について」			
25	労働委員会	0								0	0				
26	取用委員会	0								0	0				
件数計		144,909	440	3,677	1,603	2,101	7,097	129,433	558	7,821	92	⇒総合窓口公表分(10月分15件)と合わせて全庁公表件数 107件			

※「内訳B」は、水道の開閉・中止手続に関する問合せ(水道局)、運賃・時刻・ルートなどの問合せ(交通局)、廃棄物処理業許可等に関する相談・問合せ(環境局)、様々な税目・申告・申請手続に関する問合せ(主税局)など、各局特有の内容であり、件数も極端に多いため、全庁的な「都民の声」としての統計には含まないことから、例年、年次報告の統計からは除外している。

(各局情報公開ポータルサイトより)

各局等情報公開担当課長 殿

総務局行政改革推進部都政改革担当課長  
生活文化局広報広聴部情報公開課長  
(公印省略)

## 東京都における情報公開の一層の推進について

平成 28 年 9 月 29 日に、都政改革本部において「これまでの都の情報公開への姿勢を大幅に転換」、「原則開示を徹底し、非開示部分を最小限に」が掲げられました。

貴職におかれては、東京都が都政に関し都民に説明する責務を全うし、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進するという情報公開制度の趣旨に立ち返り、公文書開示制度の適切な運用と積極的な情報公開について、下記のとおり取り組まれるようお願いいたします。

なお、各局等の取組状況については、今後調査、都政改革本部への報告及び公表を予定しております。

### 記

#### 1 条例の適切な運用について

##### (1) 公文書開示における非開示情報の厳格な条例適用等について

開示請求による公文書の開示を行う際は、原則開示（公開）という東京都情報公開条例（以下「条例」という。）の趣旨に基づき、各局等は、非開示部分を最小限とするよう努めるとともに、「東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成 11 年 12 月 20 日付 11 政都情第 366 号）」を踏まえた厳格な判断を徹底すること。

特に、条例 7 条 5 号（審議、検討又は協議に関する情報）及び条例 7 条 6 号（行政運営情報）を適用する非開示情報について、より厳格な適用を図ること。

条例 7 条 5 号による非開示情報は、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合としている。また、条例 7 条 6 号の非開示情報は、当該情報を公にすることにより生ずる事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障について、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

これらの点を踏まえて、厳格な判断を行うこと。

## (2) 決定通知書における理由付記について

一部開示決定、非開示決定等の不利益処分をする場合は、該当する非開示条項及び当該条項を適用する理由について、専門的な知識を有しない人にも十分理解できるよう、分かりやすく記載すること。

都民への説明責任を果たす観点からも、公文書を非開示とする理由については決定通知書に明確に記載しなければならないことに留意すること。

## 2 各局等における情報公開の更なる推進について

### (1) 公文書開示状況のホームページ掲載について

現在、各局等は、公文書開示状況を毎月情報公開課へ報告している。情報公開を一層進めるため、今後は本報告と合わせて、以下のとおり各局等においても自ら開示状況をホームページに公表することとする。

なお、開示状況を公表することについては、できるだけ開示請求者に告知すること。

1	公表内容	各局等が開示等決定した公文書の一覧
2	公表項目	別紙様式のとおり 〔請求・決定年月日、公文書の件名、決定区分（開示、一部開示、非開示等）、非開示の根拠規定及び理由 等〕
3	公表方法	各局等のホームページに、各月決定分を定期的に掲載
4	公表開始	平成 28 年 10 月決定分より速やかに公表を開始

### (2) 複数回開示請求を受けた公文書等の公表について

複数回開示請求を受けた公文書は、一般に都民の関心が高い情報であると考えられ、その公文書を公表することにより、都民は開示請求を行うことなく迅速に求める情報を得られるとともに、事務の効率化も期待できる。条例 35 条 2 項に基づき、各局等は当該公文書を公表するよう努めるものとされており、都民の利便性向上及び行政運営の効率化の観点から、これまで以上に積極的な取組を行うこと。

なお、同じ公文書に対して各年度の 1 年間に三以上の異なる者からの開示請求があり、それらのうち全部開示決定を行い開示を実施したもの、及び一部開示決定を行い開示を実施したもので、非開示部分が当該公文書のごく一部（例えば印影部分のみ等）となるものを取組の目安とする。

公表については、各局等ホームページへの掲載等により行い、併せて公表した旨について、都民等へ広く周知を図ること。

公文書等の公表の考え方については、国における取扱方針（※）も参考にすること。

※ 別添参考資料「反復継続的に開示がなされた情報等の提供について」（平成 27 年 7 月 22 日情報公開に関する連絡会議申合せ）

## 〈様式記載時の注意について〉

### 1 共通事項

- (1) 公表様式の記載項目は、各局等が毎月情報公開課へ提出している月次報告書の様式に準じる。ただし、「公文書の件名」は、「…ほか数件」でまとめずに全件を記載し、「非開示理由等」は、新たに追記する。なお、これに合わせて今後の月次報告書の様式を一部変更する。
- (2) 公表様式では、月次報告書にある請求者の属性・請求者名、手数料、媒体の種別、請求方法等の項目は記載しない。
- (3) 各項目に記載する情報に、特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報や公文書の件名等に非開示情報が含まれる場合、伏せ字(〇〇)による表記とする。なお、公的機関名は、原則そのまま記載する。  
※ 警察署、児童相談所、学校等で特定の個人(法人)が識別されるおそれがある場合は、公的機関名であっても伏せ字とする。例：〇〇警察署

### 2 「公文書の件名」について

- (1) 対象となったすべての公文書件名を記載することを原則とするが、同種の公文書件数が著しく多い場合等は、簡潔にまとめて記載する。  
例1：①学校法人〇〇財産目録(24年度)、②学校法人〇〇財産目録(25年度)  
…④学校法人〇〇財産目録(27年度)  
⇒学校法人〇〇財産目録平成24年度分から27年度分まで(毎年度分)  
【記載例：月整理番号4】  
例2：①〇〇台帳(A法人)、②〇〇台帳(B法人)…⑩〇〇台帳(J法人)  
⇒〇〇台帳(10法人分)  
※ 法人名は伏せ字表記が原則のため、上記例のように簡潔に記載できる。

- (1) 決定区分が「不存在」及び「存否応答拒否」の場合は、開示請求書の請求件名を記載することとなるが、個人(法人)情報保護に配慮して件名は簡潔にまとめて表記する。  
例：請求件名が「一般財団法人〇〇が、業務上横領の原因及び経過等について東京都に提出した一連の文書」の非開示決定(存否応答拒否)の場合、「一般財団法人〇〇が、東京都に提出した文書」等の表現で記載する。  
【記載例：月整理番号6】

### 3 「非開示理由等」について

- (1) 決定区分が「一部開示」、「非開示」及び「不存在」については、条項ごとに主な非開示部分と非開示理由を記載する。決定通知書に記載された理由を転記することも可。

【記載例：月整理番号3】

- (2) 決定区分が「存否応答拒否」の場合は、「請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうこととなるため」などと記載する。

【記載例：月整理番号6】

#### 参 考

<各局等のホームページイメージ>

#### 公文書開示状況

〔平成28年度〕



[平成28年12月決定分 \(PDF 80.0KB\)](#)



[平成28年11月決定分 \(PDF 80.0KB\)](#)



[平成28年10月決定分 \(PDF 80.0KB\)](#)

様式にリンク

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	存在	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号		8号	9号
1	H28. 6. 21	H28. 7. 5	(1)平成28年4月5日付28生企第123号 平成28年度一般会計予算の執行委任について(依頼) (知事、ニューヨーク出張随行) (普通旅費、一般需用費、役務費、使用料及賃借料) (2)平成28年4月28日付出張復命書	8	1													生活文化局 文化振興部 企画調整課
2	H28. 5. 11	H28. 7. 8	計量法148条に基づく立入検査結果及び改善報告書 (東京都計量検定所)	15	1													生活文化局 計量検定所 検査課
3	H28. 5. 6	H28. 7. 9	平成27年12月1日付27生広情第123号調査報告書	14	1					1	1	1	1	1	1	1		生活文化局 広報広聴部 情報公開課
4	H28. 6. 23	H28. 7. 10	学校法人〇〇財産目録 平成24年度分から27年度分まで (毎年度分)	47	1					1	1	1						生活文化局 私学部 行政課
5	H28. 6. 24	H28. 7. 12	宗教法人〇〇の請求日現在の規則			1												生活文化局 都民生活部 管理法人課
6	H28. 7. 5	H28. 7. 15	一般財団法人〇〇が、東京都に提出した文書							1								生活文化局 都民生活部 管理法人課

# 記載例

非開示理由等

検査時の事業者の対応不備に対する行政の指導の程度や今後の対応方針が公にされることとなると、行政の関心の度合いに応じて、事業者が自主的な取組みに消極的になったり、今後の検査対策に利用されるおそれがあるため、適正な検査事務に支障を生じるため

(7条2号) 調査実施会社の従業員の氏名は、特定の個人を識別することができるため  
(7条3号) 法人所有の事例の所在、価格等は公にすることにより、法人の財産権を不当に侵害することとなるため  
(7条4号) 印影を公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため  
(7条5号) 土地区画整理事業の内容に係る協議検討中の情報であり、公にすること、特定施設の取扱いを予見させ、行政に対する様々な圧力・干渉が加えられるおそれがあり、その結果、都内部における意思決定の中立性が損なわれ、関係事業者等との合意形成に支障が生じるため  
(7条6号) 関係権利者との交渉内容を公にすることにより、当該関係権利者との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障をきたすなど、土地区画整理事業の適切な遂行に支障を及ぼすため

①学校職員氏名等が個人を識別できる情報のため (7-2号)  
②当該法人の保有資産の個々の内訳及び金額などを、開示することになると、当該法人の経営方針や経営ノウハウが明らかになり、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため (7-3号)

請求のあった文書は、当該法人から提出されていないため

請求のあった文書があるかないかを明らかにすることができず、非開示情報を開示してしまうこととなるため

表の見方

- <決定区分>
  - ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定) 条例7条>
  - ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>について
  - ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報(〇〇と表記しています)。
  - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

反復継続的に開示がなされた情報等の提供について

平成27年7月22日  
 情報公開に関する連絡会議申合せ

平成27年3月27日、各府省官房長等で構成する各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」（以下「基本的指針」という。）が決定された。基本的指針I-4においては、「積極的な情報公開」として、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、原則としてWebサイトによる提供を図る」とされた。

反復継続的に開示請求が見込まれる情報は、一般に国民からのニーズ、関心が高い情報であると考えられ、これらの情報をWebサイトにおいて提供し、その状況を公表することにより、国民（開示請求しようとする者）は開示請求を行うことなく求める情報を得られるとともに、行政機関にとっても開示請求件数の減少による事務効率化が期待される。

以上を踏まえ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第24条（注）の政府における具体的な取組として、以下のとおり、反復継続的に開示請求が見込まれるものについての情報の提供に関する取扱方針を定めるものとする。

（注）「政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。」

- Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針  
 （平成27年3月27日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
- I Webサイト等により提供する情報の内容
- 4 積極的な情報公開
- 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、原則としてWebサイトによる提供を図る。

## 1 基本的な考え方

各行政機関は、基本的指針に基づき、「情報公開法に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるもの」について、原則としてWebサイトによる提供を行うものとする。

提供に当たっては、適時、かつ、適切な方法で積極的な情報提供を行う本件の趣旨に鑑み、国民、企業等からの利用の要望の多い情報など、国民からのニーズ、関心の高い情報の優先的な提供に努めるものとする。

また、基本的指針では、「行政の諸活動に関する情報」（I-1）及び「社会的な有効活用に資する情報」（I-3）について、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、Webサイト等を通じ積極的に提供するとされている。本申合せによる提供対象情報もこれと同じ趣旨で、このような支障がない限り、Webサイトを通じ積極的に国民に提供することを原則とする。

## 2 Webサイトによる提供の促進

### (1) 積極的な情報提供の対象情報

ア 各行政機関において、情報公開担当は、以下により、情報公開法に基づき実際に反復継続して開示された行政文書を把握する（注1）。

i) 各行政機関は、同じ行政文書に対して各年度の1年間に三以上の異なる者から情報公開法に基づく開示請求があり、それらの開示請求の全てに対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定及び開示の実施が行われた場合を把握するものとする（注2）。

ii) 全部開示ではないが、一部を開示する旨の決定が行われた行政文書のうち、不開示部分が当該行政文書のごく一部（注3）である場合についても、全部開示の場合と同様に把握するものとする。

（注1）情報公開法第17条の規定に基づき、同法第2章に定める権限又は事務を委任している場合は、同条により委任されている行政機関の職員に係る部局等ごとに把握することができるものとする。

（注2）把握の時期は、業務の合理化の観点から、情報公開法の施行状況調査のタイミングに合わせて行うことを標準とするものとする。

（注3）例えば、不開示部分が当該行政文書から文書形式上容易に除くことができ、箇所数も限定的で、行政文書全体に占めるその割合が極めて限られているものなど。

イ 各行政機関は、上記アの把握結果を基に、情報公開担当、Web提供担当及び原課の連携の上で、以下により、情報提供の対象となる行政文書を検討し、積極的に提供を行うこととする（注）。

i) 提供に当たっては、政府による積極的な情報提供の趣旨に鑑み、国民、企業等からの利用の要望の多い情報であって、当該行政文書に記録されている情報

が、各行政機関の基本的な政策若しくは重要な政策等に関する情報又は国民生活に関係が深い情報について、積極的な提供に努める。

- ii) 基本的指針では、「行政の諸活動に関する情報」(I-1)及び「社会的な有効活用に資する情報」(I-3)について、Webサイトによる提供により、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供するとされている。本申合せによる提供対象についてもこれと同じ趣旨で、このような支障がない限り、Webサイトを通じ積極的に国民に提供することを原則とする。

(注) 情報公開法第17条の規定に基づき、同法第2章に定める権限又は事務を委任している場合は、同条により委任されている行政機関の職員に係る部局等ごとに提供を行うことができるものとする。

- ウ 各行政機関は、上記イによりWebサイトによる提供を行う行政文書と同様の取扱いが可能と考えられる同種の行政文書(他の行政文書ファイル等に含まれる情報であっても、相互に密接な関連を有すると考えられる情報を含む。)についても、上記イに準じて積極的に提供を行うものとする。

## (2) Webサイトによる提供

各行政機関においては、基本的指針のI「Webサイト等により提供する情報の内容」を踏まえ、情報公開担当、Web提供担当及び原課が連携し、Webによる提供に支障がない限り、Webサイトによる提供を行うものとする。

Webサイトによる提供に当たっては、原則、機械判読を考慮した構造で、かつ機械判読に適したデータ形式により行うものとする。

ただし、提供対象文書の情報の容量が膨大なものなど、Webサイトでの提供にはサーバ負荷が大きいのにより多大なコストを要するものについては、情報セキュリティの確保及び行政事務の負担にも配慮しつつ、CD-R等での提供など、国民の便宜を踏まえた他の合理的な提供方法によることができるものとする(注)。

(注) 他の提供方法によることとした場合、対象となる行政文書(情報)の種類や範囲をWebサイト上に明示しておくものとする。また、CD-R等での提供の場合、媒体について情報提供の希望者による負担とすることで差し支えない。

## (3) 提供の優先順位

Webサイトによる提供はできるだけ早期に行うことが望ましいが、より国民からのニーズ、関心の高い情報を優先的に提供する観点から、開示の実施回数が多いものから提供を開始するなど、順次、Webサイトによる提供を行うものとする(注)。

(注) 文書の情報容量が膨大なものなど、Webサイトでの提供にはサーバ負荷が大きく多大なコストを要するとして、CD-R等での提供など他の提供方法によることとしたものについても、情報通信技術の進展等も踏まえつつ、Webサイトでの提供等に切り換えることを検討する。

### 3 情報の提供状況の公表

各行政機関は、上記2(1)イ、ウにより提供する情報のうち、Webサイトにより提供されている情報については、その情報の名称及びURLを各行政機関のWebサイト上において共通のカテゴリー（「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」別紙のカテゴリー）として設けている「情報公開」のカテゴリーに掲載する（e-Govの「情報公開・公文書管理」のページから一元的にアクセス可能な状態とする。）。掲載に当たっては、情報を業務分野ごとに分類するなど分かりやすい構成とするものとする。

また、上記2(1)イ、ウにより提供する情報のうち、Webサイトによる提供以外の方法で情報提供を行うこととしたものについても、その提供方法等を上記の「情報公開」のカテゴリーに掲載するものとする。

なお、上記2(1)アにより把握した情報ではないが、国民からのニーズ、関心の高いと考えられる情報について、Webサイトにより提供されている情報があれば、その情報の名称及びURLについても、上記の「情報公開」のカテゴリーに掲載することができるものとする。

また、Webによる提供を行った情報をデータカタログサイト（DATA.GO.JP）からも閲覧できるよう、同サイトへのメタデータの登録を積極的に行うものとする。

### 4 施行等

本申合せによる情報提供については、平成27年度の開示請求について把握し、平成28年度からWebサイトによる提供を開始できるよう、準備を行うものとする。

本申合せについては、各行政機関における本申合せによる毎年度の情報提供の状況、情報通信技術の動向、国民等からの意見・要望等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

## 1 公文書開示状況のホームページ掲載(平成28年11月21日現在)

・実施状況 ◎実施済 ○実施予定 ---その他(対応予定無)				
実施機関名・局名	(1)実施状況及び時期	(1) 自由記入欄	(2) 自由回答(掲載する標準様式の修正等)	
政策企画局	◎ H28.11.22			
青少年・治安対策本部	○ H28.11.30	平成28年10月決定分なし		
総務局	◎ H28.11.18			
財務局	◎ H28.11.16			標準様式について、次の2項目の表現を修正した。 ①表の見方の<決定区分>の「存否応答拒否」について、より詳細な説明を加えた。 ②表の見方の(根拠規定)条例について、東京都情報公開条例と表記し、条例第7条の各号の説明を加えた。
主税局	○ H28.11.30			
生活文化局	○ H28.11.30			
東京都知事 オリンピック・パラリンピック準備局	○ H28.11.22			非開示理由で「当該情報は、～」と記載があるものについては、具体的な情報(口座情報)に言い換えて掲載
都市整備局	◎ H28.11.18			電子データをCD-Rへ複写し交付した場合、総枚数欄に「※」を入力することとし、表の見方にその旨を記載した。
環境局	○ H28.11.24			
福祉保健局	○ H28.11.25			
病院経営本部	◎ H28.11.15			
産業労働局	○ H28.11.25			今後、請求者の意思による非表示等を検討する。「非開示理由等」の表記方法についても閲覧者が理解しやすい表現を検討する必要がある。
中央卸売市場	◎ H28.10.16			
建設局	○ H28.11.25			
港湾局	◎ H28.11.11			
会計管理局	○ H28.11.25			
教育委員会	○ H28.11.24			標準様式を使用しているが、別途、一覧表の見方の説明を記載したページを作成
選挙管理委員会	○ H28.11.28			
人事委員会	○ H28.11.28			
監査委員	◎ H28.11.2			
公安委員会				
労働委員会	◎ H28.11.18			
収用委員会	◎ H28.11.16			
海区漁業調整委員会	---		委員会ホームページ無	開示請求なし(直近数年間)
内水面漁場管理委員会	---		委員会ホームページ無	開示請求なし(平成16年度、24年度に各1件)
固定資産評価審査委員会	○ H28.11.30		主税局ホームページで公開	
交通局長	◎ H28.11.16			
水道局長	○ H28.11.30			
下水道局長	○ H28.11.30			
消防總監	○ H28.11.28			決定区分欄及び(根拠規定)条例7条欄の表記は、枚数や件数を表記しているものではなく、単に該当する箇所を表記しているにすぎないので、都民に分かりやすく表記するため、「1」を「●」に変更して表記する。

・実施状況 ◎実施済 ○実施予定 ---その他(対応予定無)

2 複数回開示請求を受けた公文書等の公表 (平成28年11月21日現在)

実施機関名・局名	公表及び実施時期		公表する公文書の種類・件名を記載	ホームページ掲載	ホームページ以外の公表方法
政策企画局	他		①築地地区現況調査委託報告書・築地市場移転後の用地開発に係る調査等委託報告書 ②知事週間日程予定表 ③知事の海外出張に係る経費等の公文書		①:検討中 ②:検討中 ③:窓口で常時閲覧を予定
青少年・治安対策本部	--				
総務局	他				
財務局	他		①知事専用車等の運転日誌 ②次の案件の工事積算内訳書 ・東京都東村山老人ホーム(27)青葉棟ほか解体工事 ・駒沢オリンピック公園総合運動場(28)第一球技場フィールド整備工事 ・東京都産業労働局秋葉原庁舎(28)改修電気設備工事 ・東京国際フォーラム(28)空調設備改修工事 ほか11件工事		
主税局	--				
生活文化局	他				
オリンピック・パラリンピック準備局	--				
都市整備局	検討	平成29年度から	工事設計書		都民情報ルーム等にCD-Rを設置し、工事設計書のデータ(PDF)を提供する。
環境局	--				
福祉保健局	○	平成28年度中	食品営業許可台帳	○	
病院経営本部	--				
産業労働局	他		①飼育動物診療施設管理台帳等 ②大規模小売店舗新設・変更届出書等 ③契約関係事案(見積経過調書・経費積算内訳書等)		①窓口閲覧が対応可能か検討中。現在、開示請求者のニーズ確認を行っている。 ②事前に依頼を受け、予約来訪による閲覧対応を試行検討。
中央卸売市場	他				
建設局	他				
港湾局	他				
会計管理局	--				
教育委員会	他				
選挙管理委員会	他				
人事委員会	他		職員採用試験(選考)の問題		
監査委員	--				
労働委員会	--				
収用委員会	--				
海区漁業調整委員会	--				
内水面漁場管理委員会	--				
固定資産評価審査委員会	--				
交通局長	他				
水道局長	他				
下水道局長	他				
消防総監	検討	平成28年12月以降	同一年度内に3以上の異なる都民等から開示請求を受けた公文書に加えて、今後も開示請求が予想され、公表するべきであると主管課長が認め同種の公文書を開示請求を待つことなく公表	○	

・実施状況 ○実施済 ○実施予定 検討...具体的な検討を行っている文書あり --- 複数回請求を受けた文書なし その他(記入あり)

# 台帳のイメージ図

【開示請求】開示している台帳

- ・定期的に開示請求がある項目
- ・PDF形式での開示の場合が多い

法人事業者の場合												
屋号	営業所所在地	営業者氏名	営業者住所	営業の種類	申請区分	営業所電話番号	初回許可日	許可年月日	許可満了日	営業者電話番号	許可番号	法人代表者氏名
レストラン00	〇〇市〇〇町1丁目2番3号	株式会社〇〇	〇〇市〇〇町4丁目5番6号	飲食店営業(一般飲食店)	新規	123-456-7890	平成29年1月1日	平成29年1月1日	平成34年12月31日	123-456-789	28〇保生食第1234号	東京 二郎

件数:1件

個人事業者の場合											
屋号	営業所所在地	営業者氏名	営業者住所	営業の種類	申請区分	営業所電話番号	初回許可日	許可年月日	許可満了日	営業者電話番号	許可番号
レストラン〇〇	〇〇市〇〇町1丁目2番5号	太郎 東京	〇〇市〇〇町4丁目5番6号	飲食店営業(一般飲食店)	新規	123-456-7890	平成29年1月1日	平成29年1月1日	平成34年12月31日	123-456-789	28〇保生食第1234号

件数:1件

【オープンデータ】HPで公表する台帳のイメージ

・エクセル形式で公表

法人事業者の場合												
屋号	営業所所在地	営業者氏名	営業者住所	営業の種類	申請区分	営業所電話番号	初回許可日	許可年月日	許可満了日	営業者電話番号	許可番号	法人代表者氏名
レストラン〇〇	〇〇市〇〇町1丁目2番3号	株式会社〇〇	〇〇市〇〇町4丁目5番6号	飲食店営業(一般飲食店)	新規	123-456-7890	平成29年1月1日	平成29年1月1日	平成34年12月31日	123-456-789	28〇保生食第1234号	東京 二郎

件数:1件

個人事業者の場合											
屋号	営業所所在地	営業者氏名	営業者住所	営業の種類	申請区分	営業所電話番号	初回許可日	許可年月日	許可満了日	営業者電話番号	許可番号
レストラン〇〇	〇〇市〇〇町1丁目2番5号	太郎 東京	〇〇市〇〇町4丁目5番6号	飲食店営業(一般飲食店)	新規	123-456-7890	平成29年1月1日	平成29年1月1日	平成34年12月31日	123-456-789	28〇保生食第1234号

件数:1件

※オープンデータでは、個人事業者の営業者氏名(個人氏名)は空欄とする。

平成28年度 各局等公文書開示決定等の公表状況 (10月分)

実施機関	決定区分	開示	一部開示	非開示	不存在等	件数 月合計
知事 部 局	政 策 企 画 局	6	0	0	1	7
	青少年・治安対策本部	0	0	0	0	0
	総 務 局	33	5	1	2	41
	財 務 局	26	6	0	0	32
	主 税 局	0	1	0	0	1
	生 活 文 化 局	2	11	0	1	14
	オリンピック・パラリンピック準備局	4	4	0	2	10
	都 市 整 備 局	50	37	1	6	94
	環 境 保 健 局	7	1	0	1	9
	福 祉 保 健 局	98	11	0	3	112
	産 業 労 働 局	7	0	0	2	9
	中 央 卸 売 市 場	28	5	0	0	33
	病 院 経 営 本 部	0	0	0	0	0
	建 設 局	147	13	0	5	165
	港 湾 局	44	2	0	0	46
	会 計 管 理 局	0	0	0	0	0
	小 計	452	96	2	23	573

実施機関	決定区分	開示	一部開示	非開示	不存在等	件数 月合計
知事 部 局	教 育 委 員 会	32	7	0	2	41
	選挙管理委員会	0	3	0	0	3
	人 事 委 員 会	0	0	0	0	0
	監 査 委 員 会	0	0	0	0	0
	労 働 委 員 会	0	0	0	0	0
	収 入 委 員 会	0	0	0	0	0
	海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
	内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
	交 通 局 長	8	2	0	1	11
	水 道 局 長	38	15	0	2	55
	下 水 道 局 長	80	17	0	4	101
	東 京 消 防 庁	36	13	0	9	58
	首 都 大 学 東 京	0	0	0	0	0
	東京都立産業技術研究センター	0	0	0	0	0
	東京都健康長寿医療センター	0	0	0	0	0
	総 合 計	646	153	2	41	842

(76.7%) (18.2%) (0.2%) (4.9%) (100%)



手数料一覧(情報公開制度)

1 都道府県

(平成28年8月1日現在)

都道府県名	改正予定 ○ある△検討	文書等(モノクロ・A4版)	
		閲覧(円/件・枚)	写し(円/枚)
1 北海道			10
2 青森県			10
3 岩手県			10
4 宮城県			10
5 秋田県			10
6 山形県			10
7 福島県			10
8 茨城県			10
9 栃木県			10
10 群馬県			10
11 埼玉県			10
12 千葉県			10
13 東京都		10 (1件あたり上限100)	20 (左記+20)
14 神奈川県			10
15 新潟県			10
16 富山県			10
17 石川県			10
18 福井県	未回答		10
19 山梨県			10
20 長野県			10
21 岐阜県	△		10
22 静岡県			10
23 愛知県			10
24 三重県			10
25 滋賀県			10
26 京都府	未回答		10
27 大阪府			10
28 兵庫県			10
29 奈良県			10
30 和歌山県		40枚までの場合は、4枚ごとにつき10円、 40枚を超える場合は40枚ごとにつき100円	10
31 鳥取県			10
32 島根県			10
33 岡山県			10
34 広島県			10
35 山口県			10
36 徳島県			10
37 香川県		200円/件	10
38 愛媛県			10
39 高知県			10
40 福岡県			10
41 佐賀県			10
42 長崎県	△		10
43 熊本県			10
44 大分県			10
45 宮崎県			10
46 鹿児島県			10
47 沖縄県	未回答		10

※ 手数料だけでなく実費対応している道府県は、調査時点での金額を記載  
(参考) 国 10  
開示実施手数料は100枚100円だが、請求手数料(300円)分を越えるまでは、無料。超えた場合は差引きの差額

2 区市

(平成28年11月1日現在)

区市名	文書等(モノクロ・A4版)	
	閲覧(円/件)	写し(円/枚)
1 千代田区		10
2 中央区	300	10
3 港区		10
4 新宿区		10
5 文京区		10
6 台東区		10
7 墨田区		10
8 江東区		10
9 品川区	300	10
10 目黒区		10
11 大田区		10
12 世田谷区		10
13 渋谷区		20
14 中野区	0/300(許認可)	10
15 杉並区		10
16 豊島区		10
17 北区		10
18 荒川区	0/300(区外)	10
19 板橋区	0/300(許認可)	10
20 練馬区		10
21 足立区	0/10(複層の場合・枚)	10
22 葛飾区		10
23 江戸川区		10
24 八王子市		10
25 立川市		10
26 武蔵野市	0/100(市外)	10
27 三鷹市		10
28 青梅市		10
29 府中市	0/200(営利・市外)	10
30 昭島市	100	10
31 調布市		10
32 町田市		10
33 小金井市		10
34 小平市		10
35 日野市		10
36 東村山市	100	10
37 国分寺市	0/100(営利)	10
38 国立市		10
39 福生市		10
40 狛江市		10
41 東大和市		10
42 清瀬市		10
43 東久留米市	0/150(市外)	10
44 武蔵村山市		10
45 多摩市		10
46 稲城市		10
47 羽村市	0/100(市外)	10
48 あきる野市		10
49 西東京市		10

※ 写しの交付の費用を請求者が実費負担すると規定している自治体は、調査時点の実費負担額を記載した。